

FOR TOMORROW

しぶや法人

申告納税は



表紙裏ページに行事日程があります!!

〈広尾ハートフェスタ・税金クイズ〉

—令和8年度税制改正大綱決まる— —第14回通常総会に向けて—

2026.4・5
No. **599**
令和8年

通常総会に向けて各委員会を開催(総会案内)	3
法廷調書の提出はe-Tax(約4人に3人が利用)	6
事業ア・ラ・カルト(説明会・講習会・社会貢献・部会事業)	8
第14回税の絵はがきコンクール受賞作品	12
都税コーナー	14

法人会掲示板

4月・5月(6月)実施する主な事業

一般参加可能行事
長期講習会
地域行事

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 4月7日 第6・7ブロック見学研修会 ● 4月10日 女性部会役員会 ● 4月13日 源泉研究部会事業報告会 ● 4月15日 税務相談日 ● 4月15日 税制委員会（意見交換会） ● 4月16日 源泉研究部会研修会 ● 4月20日 青年部会役員会 ● 4月20日 第3ブロック役員会 ● 4月21日 新設法人説明会 ● 4月23日 ビジネスマナーセミナー ● 4月24日 第10ブロックボウリング大会 | <ul style="list-style-type: none"> ● 5月11日 青年部会・女性部会事業報告会 ● 5月12日 租税教室（代々木山谷小学校）
＜青年部会＞ ● 5月13日 財務委員会 ● 5月15日 税務相談日 ● 5月19日 令和8年度第1回理事会 ● 5月26日 源泉研究部会研修会 ● 6月3日 広報委員会 ● 6月5日 租税教室（神南小学校）＜青年部会＞ ● 6月19日 第14回通常総会 ● 6月23日 バス見学研修会＜厚生委員会＞ |
|--|---|

決算法人説明会ご案内に関するお知らせ

例年決算期を迎える法人に対して、お葉書で“決算法人説明会”のご案内を差し上げておりましたが、2025年9月期決算からお葉書でのご案内を廃止することになりました。

決算法人説明会は、1月～11月（12月は11月と合同）の年12回（3月は2回）開催しておりますので、日時・会場につきましては渋谷法人会ホームページでご確認下さい。

お申込みにつきましては渋谷法人会HPトップページのトピックスからお申込み下さい！

- | | | |
|----------|-------------|------------------|
| 4月22日(水) | 13:30～15:30 | 渋谷区立商工会館 2階 大研修室 |
| 5月27日(水) | 13:30～15:30 | 渋谷税務署 7階 大会議室 |
| 6月24日(木) | 13:30～15:30 | 渋谷税務署 7階 大会議室 |
| 7月24日(金) | 13:30～15:30 | 渋谷税務署 7階 大会議室 |

生活習慣病健診のご案内

6月の“生活習慣病健診”の日程をご案内します。

6月 22日(月) 23日(火) 25日(木) 26日(金) 29日(月) です。

※この内レディースデーは 23日(火) です。

正式なご案内は、4月中旬頃に別途封書（黄色の封筒）にて差し上げます。

※11月にも5日間の開催を予定しております。



公益社団法人 渋谷法人会

第14回通常総会開催のご案内

- 日 時 令和8年6月19日（金）
午後5時～7時30分（午後4時30分受付）
- 会 場 セルリアンタワー東急ホテル B2F
（渋谷区桜丘町26-1 TEL 3476-3359）

第1部 第14回通常総会（午後5時～5時45分）

- 報告事項 1. 令和7年度事業報告承認の件
2. 令和8年度事業計画及び収支予算報告承認の件
- 決議事項 1. 令和7年度収支決算及び監査報告承認の件

第2部 懇親会（午後6時～7時30分）

会費：12,000円／1名（予定）（懇親会出席者のみ）

※会員の皆様には別途ご案内申し上げます。（5月中旬発送予定）

案内が届きました際には、趣旨をお汲み取りの上、同封の葉書にて、
ご出欠に関わらず、是非“ご出欠”“委任状”の提出をお願いします。

第14回通常総会に向けて各委員会を開催

第14回通常総会に向けて各委員会を開催した。2月4日（火）[午前]総務委員会、[午後]財務委員会、12日（木）組織委員会、13日（金）[午前]厚生委員会、[午後]社会貢献委員会、16日（月）[午前]税制委員会、[午後]事業研修委員会、3月6日（金）広報委員会を開催して総会提出議案を審議し、3月16日（月）開催の令和7年度第5回理事会に諮ることになった。

5月19日（火）の令和8年度第1回理事会を経て、6月

19日（金）開催の第14回通常総会において事業報告、予算報告の承認を受け、決算報告の決議を受ける。



長島会長挨拶



渡辺総務委員長



藤井法人第一統括官挨拶



総務委員会



組織委員会

正しい税知識を学ぼう

令和8年度 税制改正大綱

－法人会の税制改正提言－

中小企業の少額減価償却資産は40万円まで拡充！ 特例承継計画の提出期限も延長される！

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。

法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置については、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されることになりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■少額減価償却資産の特例

中小企業等の少額減価償却資産について、減価償却資産の取得価額は30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

■特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、特定生産性向上設備等に該当するものを取得等した場合に、即時償却又は税額控除が選択適用できます。（※取得価額の合計が中小企業で5億円以上）

■賃上げ税制

- ①大企業向け 令和8年3月31日で廃止されます。
- ②中堅企業向け 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限である令和9年3月31日で廃止されます。令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については、適用条件となる継続雇用者比較給与等支給額の増加割合を3%から4%に引上げ、税額控除率の上乗せは、増加割合5%以上の場合に5%の加算、増加割合6%以上の場合には15%の加算とされます。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されます。
- ③中小企業向け 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除等の改正

①基礎控除及び給与所得控除

基礎控除104万円と給与所得控除74万円を合わせて、給与所得者であれば収入178万円までは、所得税がかからなくなりました。収入金額に応じた基礎控除は次のとおりです。

給与収入	基礎控除
665万円以下	104万円
850万円以下	67万円
2,545万円以下	62万円
2,595万円以下	48万円
2,645万円以下	32万円
2,695万円以下	16万円
2,695万円超	－

- ②同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ③ひとり親控除
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ④勤労学生控除
勤労学生の合計所得金額要件が、現行の85万円以下から89万円以下に引き上げられます。

いずれも、令和8年分の所得税から適用になります。

■住宅ローン減税

住宅ローン減税について、適用期限が令和12年12月31日までと5年間延長になります。概要については次のとおりです。

①認定住宅等の新築

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準 省エネ住宅		3,500万円		
省エネ基準 適合住宅	令和8年・令和9年	2,000万円		

②認定住宅等である既存住宅

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.7%	13年
ZEH水準 省エネ住宅				
省エネ基準 適合住宅		2,000万円		

③買取再販住宅・既存住宅の取得・住宅の増改築

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	2,000万円	0.7%	10年

なお、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢40歳以上であっても年齢40歳未満の配偶者を有する者、年齢19歳未満の扶養親族を有する者には、借入限度額の上乗せ措置があります。

また、床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、住宅ローン減税の適用ができることとされます。ただし、控除期間のうち合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

■子どもNISA

NISA口座の開設可能年齢の下限が撤廃されます。年間の投資額が60万まで、累計で600万円まで利用可能です。以前のジュニアNISAが18歳まで引き出すことができなかったことと比較すると、子どもが12歳以上になった場合に、教育費などに充てることが可能です。

■暗号資産の譲渡に分離課税が適用

暗号資産取引業を行う者に対して暗号資産の譲渡等をした場合に、その譲渡等による譲渡所得等について、他の所得と分離して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税されます。また、譲渡損失が生じた場合に3年以内の繰越控除が認められます。

金融商品取引法の改正法が施行された日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用されます。

■私債債の分離課税適用の厳格化

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合の利子を、総合課税の対象とします。

令和8年4月1日以後に支払いを受けるべき利子から適用されます。

■ミニマムタックス課税の強化

特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者が、個人でその者のその年分の基準所得金額が3億3,000万円から1億6,500万円を超える者に引き下げられます。さらに、税率が22.5%から30%に引き上げられます。令和9年分以後の所得税について適用されます。

■青色申告特別控除について

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること、との要件を満たす場合、控除額が65万円から75万円に引き上げられます。

また、10万円の青色申告特別控除の対象者から、簡易な簿記の方法により記録している前々年の年収1,000万円を超える事業者が除外されます。令和9年分以後の所得税に適用されます。

■通勤のために自動車など交通用具を使用する場合の非課税限度額

通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられます。

現行		改正案	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上 65km未満	38,700円
		片道65km以上 75km未満	45,700円
		片道75km以上 85km未満	52,700円
		片道85km以上 95km未満	59,600円
		片道95km以上	66,400円

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用している場合の1月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額(上限は5,000円)を加算した金額となります。

■食事の支給による経済的利益

食事の支給により受ける経済的利益について非課税限度額が月額3,500円から月額7,500円に引き上げられます。また、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について非課税とされる1回の支給額が300円以下から650円以下に引き上げられます。

相続税・贈与税関係

■教育資金の一括贈与の非課税制度の廃止

1,500万円までの教育資金の一括贈与と制度について、令和8年3月31日までとされている取扱いが延長せずに終了することとなります。

■事業承継税制の承継計画の提出期限の延長

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長して、令和10年9月末までとなります。また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長して、令和9年9月末までとなります。

資産税関係

■貸付用不動産の評価

- ①被相続人等が課税時期前5年以内に取得した一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。
- ②不動産の小口化商品の対象とされている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

消費税関係

■国境を越えた電子商取引

- ①少額免税の廃止
従来は1万円以下の貨物については、関税と消費税が免除されていましたが、通信販売の方法で海外から国内宛てて発送される貨物については、1万円以下の譲渡について、消費税の課税対象になります。
- ②物販に係るプラットフォーム課税の導入
大手通販サイトなど、指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を受取る場合は、プラットフォーム事業者が資産の譲渡等を行ったものとみなされます。
- ③特定少額資産販売事業者の登録制度
通信販売で、海外から国内宛に発送される一の資産の対価の額が税抜き1万円以下であるものの譲渡を行う事業者は、所轄する税務署長に特定少額資産販売事業者として登録を受けることができます。
登録事業者は、事業者免税点制度が適用されません。令和10年4月1日以後適用されます。

■インボイス制度の経過措置関係

- ①個人事業者向けの3割特例
個人事業者でインボイス登録により事業者免税点制度を受けられない令和9年・令和10年に含まれる各課税期間について、仕入税額控除の額を課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とし、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。
- ②インボイスがない場合の経過措置
インボイスがない場合でも、税額相当額の80%を税額控除できる経過措置について、令和8年10月から50%に変更される予定でしたが、次のとおり緩和されます。

期間	控除割合
令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	70%
令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	50%
令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	30%

- ③免税事業者である一業者からの多額の仕入
一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が事業年度で1億円(現行10億円)を超える場合に、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置による課税仕入れを認めないこととします。令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

その他

■固定資産税

償却資産に係る免税点が150万円から180万円に引き上げられます。令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

■防衛特別所得税

防衛特別所得税が創設されます。納税義務者は所得税の納税義務者です。所得税の源泉徴収義務者は、防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

■軽油取引税の暫定税率

軽油取引税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止されます。

■ふるさと納税関係

ふるさと納税の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割と193万円のいずれか低い金額となります。令和10年度分の個人住民税について適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

e-Tax申告法人の 4社に3社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、
添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を
推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ
行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費
の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）
の利用はどのくらい進んでいますか？

e-Taxで申告した法人の4社に3社
が、ALL e-Taxです。

02

e-Taxで送信できる添付書類の
データ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ
形式が定められています。

◇財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**

◇勘定科目内訳明細書

XML形式・CSV形式

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出
が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、
e-Taxで送信する方法を教えて
ください。

「国税庁動画チャンネル」
に動画を掲載しています。

※ 財務諸表データの提出方法に
ついては裏面をご覧ください。

YouTube
「国税庁動画チャンネル」



国税庁 法人番号7000012050002



国税職員採用募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～



適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

人事院国家公務員
試験【採用NAVI】



採用関係
お役立ちリンク集



国税庁 YouTube
チャンネル(採用)



国税庁採用
Instagram



大学卒業程度の方

高校卒業程度の方

大学卒業後、
8年以上経過の方

各試験 区分	国税専門官		税務職員	国税庁経験者 (国税調査官級) ※令和7年度の実施状況
	A 区分 (文系)	B 区分 (理系)		
受験資格	1 平成8年4月2日～平成17年4月1日生まれの人 2 平成17年4月2日以降生まれの人で次に掲げるもの (1) 大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 人事院が上記(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者		1 令和8年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(令和5年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び令和9年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者	令和7年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
申込期間	令和8年2月19日(木)～3月23日(月)		令和8年6月12日(金)～6月24日(水)	令和7年7月28日(月)～8月18日(月)
1次試験	令和8年5月24日(日)		令和8年9月6日(日)	令和7年10月5日(日)
試験科目	基礎能力試験(多肢選択式) 専門試験(多肢選択式) 専門試験(記述式)		基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験	基礎能力試験(多肢選択式) 経験論文試験
2次試験	令和8年6月22日(月)～7月9日(木) ※1次試験合格通知書で指定する日時 人物試験、身体検査		令和8年10月14日(水)～10月23日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時 人物試験、身体検査	令和7年11月8日(土)、9日(日)、15日(土)又は16日(日)で指定する1日 人物試験
3次試験				令和7年12月上旬又は中旬で指定する1日 総合評価面接試験
合格発表	令和8年8月12日(水)		令和8年11月17日(火)	令和7年12月24日(水)
採用案内 パンフレット				

※ 国税庁経験者採用試験(国税調査官級)については、令和7年度の実施状況を記載しています。
令和8年度の試験概要については、令和8年7月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です。

みんなの力で法人会を大きく育てよう

法人会
事業
アラカルト

法人税確定申告書の 書き方講習会を開催

去る2月17日(火)、例年3日間に
亘り開催している法人税の書き方
講習会を、今年度は、午前2時間・
午後3時間半
の、1日5時
間半の日程で
開催した。



講師は、渋谷
谷税務署法人課税第1部門 樋口
審理担当調査官に担当していただ
いた。出席者は12名。



講師：渋谷税務署
樋口審理担当調査官



法人税確定申告書の書き方講習会

源泉所得税基礎知識研修会を開催

去る2月26日(木)渋谷法人会館に於いて、源泉所得税
基礎知識研修会を午後2時から4時まで開催した。



源泉所得税の基礎知識研修会

内容は源泉徴収の基本、給与所
得の源泉徴収および現物給与等に
ついての説明があった。講師は法
人課税第3部門 杉山審理担当上
席調査官。出席者20名。



講師：渋谷税務署
杉山審理担当上席

消費税・印紙税研修会を開催

去る3月3日(火)に消費税研修
会・印紙税セミナーを午後2時か
ら3時30分まで渋谷法人会館にお
いて開催した。

講師は消費税は、法人課税第2
部門 石田上席調査官。出席者は、
13名。



講師：渋谷税務署
石田上席調査官



消費税・印紙税セミナー

令和7年度第5回理事会を開催

去る3月16日(月)午後3時から令
和7年度第5回理事会を法人会館
で開催した。

長島会長の挨拶に続き、渋谷
税務署法人課
税部門総括担
当の安部副署
長にご挨拶を



長島会長挨拶



渋谷税務署
安部副署長挨拶

いただき議案審議に入り、各委員
会報告を経て令和7年度の事業報
告、その後、総会報告事項の令和
8年度事業計画並びに収支予算案

電子納税、電子申告を活用しよう

を検討、承認された。

出席者は、渋谷税務署からは安部法人課税部門総括担当副署長、藤井法人課税第一部門統括官。樋口審理担当調査官。法人会は長島会長他37名。



第5回理事会

ブロックだより

本町まつりに参加

第8ブロック（光山ブロック長）

第9ブロック（野口ブロック長）

3月9日(日)本町コミュニティセンターで、今年も本



本町まつり開会式



本町まつり・税金クイズ

町まつりが開催され、渋谷法人会も参加、渋谷税務署監修の税金クイズを実施して訪れた方にトライしてもらい、お菓子等を提供し、法人会をアピールした。



本町まつり

部会だより

小学生“税の絵はがきコンクール”表彰式

“税に関する絵はがきコンクール”は全国の法人会が実施している。各単位会で受賞した作品を各都道県連に送り、再審査の後に改めて各都道県連で表彰式を開催し、受賞作品とその作品を書いた子どもを表彰している。

東京都でも去る3月13日(金)一般社団法人東京法人会連合会・女性部会連絡協議会が主催し表彰式を開催した。

小池東京都知事始め、当会会長の長島会長も東法連の女性部会担当として列席した。



東京都女連協絵はがきコンクール表彰式受賞者

会員の増加は、会員のメリットに通じる

2026年4月から始まる子ども

◆子ども・子育て支援金制度

日本が直面する少子化や人口減少の危機的な状況を鑑み、2023年に「こども未来戦略」が閣議決定され、「こども・子育て支援加速化プラン」（加速化プラン）がとりまとめられました。この加速化プランでは、児童手当の拡充をはじめとした抜本的な給付拡充が行われることとなりました。子ども・子育て支援金制度による収入は、児童手当、こども誰でも通園制度など子どもを持つ人への給付に充てられています。

◆負担する支援金の額

子ども・子育て支援金は、医療保険料（健康保険料）とあわせて、所得に応じて負担することになっており、会社で健康保険に加入している人については、健康保険の標準報酬月額に支援金率を乗じて算出された額となります。支援金率は、国から一律の支援金率が示されることになっており、その支援金率を基に保険者が決定します。そして、2026年度は0.23%と示されました。これを踏まえ、協会けんぽの支援金率も0.23%となる見込みです（※2026年2月5日現在）。

会社で健康保険に加入している人の支援金の半分は会社が負担するため、例えば、正式に0.23%で決定すると、健康保険の標準報酬月額が30万円の従業員は、1ヶ月あたり345円（ $300,000円 \times 0.23\% \times 1/2$ ）の負担となります。なお、支援金率は2028年度に向けて引き上げられる予定ですので、2027年度以降、負担が増えることが見込まれます。

Q 給与明細で分けて記載しないといけないの？

A 保険料額の内訳として支援金額を示すことは法令上の義務ではありませんが、本制度が社会全体でこどもや子育て世帯を応援する趣旨であることを踏まえて、給与明細にその内訳を記載する取組についてご理解・ご協力をお願いします。

給与明細に、保険料額の内訳として支援金額を示すか否かについては、上記の見解を念頭に置きつつ、各企業の実情に応じて対応すれば差し支えないでしょう。

たとえば、協会けんぽに加入し、保険料額表を用いて保険料を計算している企業においては、今後公表される保険料額表の表記の仕方も考慮して、給与明細の記載内容を取り決めればよいと思います。

◆子ども・子育て拠出金

子ども・子育て支援金に似たものとして、「子ども・子育て拠出金」があります。これは以前からある制度で、児童手当等の原資として充てられているものです。

会社で厚生年金保険に加入している人に対して会社が全額拠出する必要があり、こちらは厚生年金保険の標準報酬月額を基に金額が算出されます。全額会社負担のため、従業員の給与から控除することはありません。なお、2025年度は0.36%となっています。毎年度、見直されていますが、2026年度の拠出金率は公表されていません（※2026年2月5日現在）

在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」を改定 令和8年4月から

厚生労働省から、令和8年度の年金額改定についてお知らせがありました。

令和8年度の年金額は、法律の規定に基づき、国民年金（基礎年金）は1.9%の引き上げ、厚生年

・子育て支援金制度とその負担

社会保険労務士 安藤 貴裕

金保険（報酬比例部分）は2.0%引き上げられます。

また、在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」についても、名目賃金の変動に応じて改定が行われるということです。ここでは、在職老齢年金に着目してお伝えします。

—— 在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」の改定（令和8年4月～） ——

「支給停止調整額」は、令和7年の年金制度改正により法定の額の引き上げ（48万円→62万円）が行われ、これに名目賃金の変動に応じた改定が適用され、令和7年度の51万円から、令和8年度は「65万円」に大幅に引き上げられることになりました。

～令和8（2026）年3月

賃金（賞与込み月収）＋ 年金の月額が、

- ・「51万円」超えないとき→年金の減額なし
- ・「51万円」超えるとき →年金の減額あり（超える額の2分の1を支給停止）



令和8（2026）年4月～

賃金（賞与込み月収）＋ 年金の月額が、

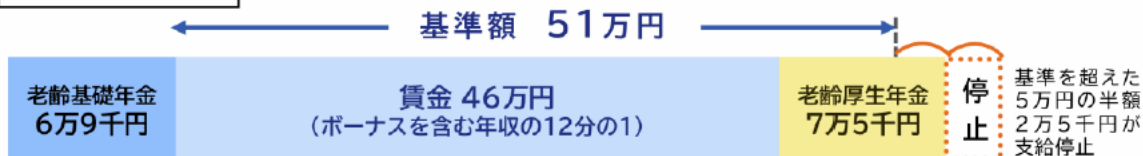
- ・「65万円」超えないとき→年金の減額なし
- ・「65万円」超えるとき →年金の減額あり（超える額の2分の1を支給停止）

〈補足〉上記の減額（支給停止）の仕組みは、令和4年4月施行の改正で、60歳台前半の在職老齢年金と60歳台後半・70歳以上の在職老齢年金に共通のものとなっています。

◇ イメージ図／厚生労働省の資料を一部修正 ◇

例 賃金月46万円、老齢厚生年金の受給額が月10万円の場合のイメージ

2026年3月まで



2026年4月から



老齢厚生年金が全額受給できるようになります

会員増強にご協力を

🏆 渋谷法人会長賞



🏆 女性部会長賞



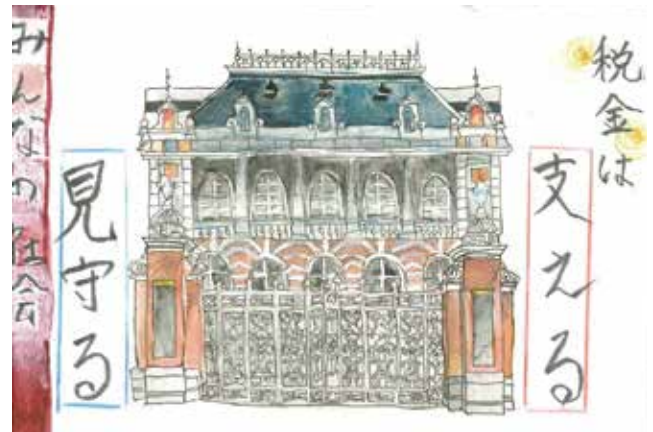
第14回
税の絵はがき
コンクール
受彰作品



🏆 渋谷税務署長賞



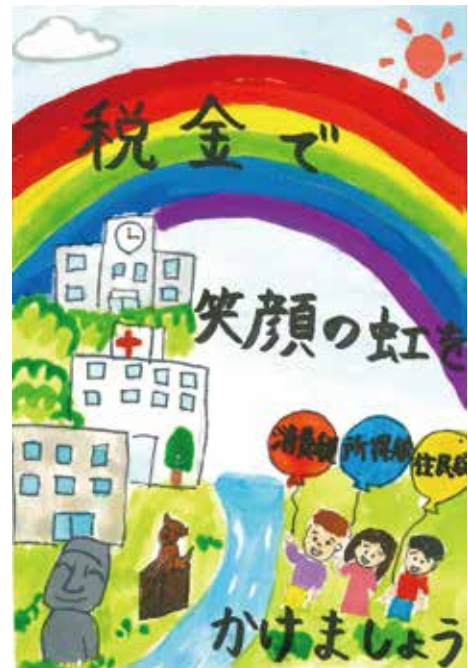
🏆 渋谷区長賞



🏆 東京都渋谷都税事務所長賞



🏆 サンロッカーズ賞



令和8年1月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
3	(株)Argano	渡部 友輔	渋谷3-27-11		情報通信
4	来島税理士事務所	来島 広規	道玄坂1-15-3		税理士業
区外	曉技研(株)	佐野 彰貞	羽村市栄町1-7-6	042-555-8717	製造業
区外	菅田進税理士事務所	菅田 進	中央区築地2-8-10		税理士業

※①ご入会時に会報に掲載しないとの意思表示のあった方は掲載しておりません。②携帯の番号は掲載しておりません。

令和8年2月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
3	(株)7Marketing	鶴原 一実	渋谷2-19-15		マーケティング
4	ギャラリー雪月花 タイ料理サムロー	若月小百合	神泉町14-13		貸出スペース 飲食業
5	(株)タカキ	小原栄一郎	道玄坂2-8-1	3760-4461	不動産業
7	(株)橋本工務店	橋本 幸司	幡ヶ谷3-45-2	3376-5365	不動産管理業
11	(株)ライデン	井上雄一郎	神宮前2-18-19		広告
11	エムアール(株)	藤村 愛	神宮前6-14-14	6450-6123	不動産
区外	まめひろ	太田 裕	品川区旗の台4-8-3		飲食業・建築業

※①ご入会時に会報に掲載しないとの意思表示のあった方は掲載しておりません。②携帯の番号は掲載しておりません。

コ・ラ・ム

フリーランスライター
藤木順平

ヒトの興味に付け込むなんて！

いきなり心理学用語から始まって恐縮だが（なーに、筆者も受け売り）、「認知バイアス」という言葉をご存じか？ 「認知バイアス」とは思い込みや先入観で非合理的な判断をしてしまうことらしい。「バイアス」は偏りとか偏見を意味する。

ネクタイを作る際、生地を裁つのに「バイアス（斜め）裁ち」という手法を用いる。締めた時のねじれを防ぐためだ。

閑話休題。人は自分に都合の良い話や「こうあってほしい」という話題については、真偽を確かめることなく信じてしまうことがある。フェイクニュースやフェイク動画がSNSを通じて巷（ちまた）に流れる。たいていはウソだということがわかる。冷静に見ればだまされない。しかし、認知バイアスに付け込んでそこに「悪意」が潜んでいると、事は重大だ。

投資に詳しい著名人に似せた画像をAIで作成し、「この人が言うのなら…」と、投資に興味のある人たちを騙して金銭的被害を与えたというニュースをよく聞く。人の興味をもてあそぶだけに罪は深い。ご用心ですぞ。

エイプリルフールのウソは認知バイアスとは無縁のものであってほしい。おおらかに笑えるものであってほしいなー。

【筆者紹介】藤木順平（ふじき・じゅんぺい）フリーランスライター。日本笑い学会会員。

メールアドレスを登録しよう



5月は自動車税の納期です

令和8年度の自動車税納税通知書は、5月1日(金)に発送します。
 6月1日(月)までにお納めください。

<ご利用になれる主な納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

おうちで今、納付できます!!

スマホアプリ

納付書のeL-QRを読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード インターネットバンキング

地方税お支払サイトのeL-QR読取画面から納付書のeL-QRを読み取り、支払手続をすると納付ができます。



ペイジーマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから直接納付することができます。
 他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

～車検時に納税証明の提示を省略できます～
 車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税の納税確認を電子的に行うことができます。

(ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかります。)
 車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明をご利用ください。



主税局HP
 都税の支払い方法▶

【お問合せ先】 東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066 (平日9時～17時)

車検時の自動車税納税証明の提示が省略できます!

現在、継続検査・構造等変更検査(車検)を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所において、自動車税の納税確認を電子的に行えますので、車検時に必要となる納税証明の提示を省略できます。また、納税証明紛失時の再交付申請も不要です。

ただし、納付後、運輸支局・自動車検査登録事務所にて納税確認ができるまで、最大で10日程度かかります。この期間内に車検を受ける場合には、都税事務所・金融機関・コンビニエンスストア等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税納税証明(継続検査等用)をご提示ください。

詳しくは、各都税事務所にお問合せください。

【ご注意ください】

◆納付後10日程度の間に車検を受ける場合は、都税事務所・金融機関・コンビニエンスストア等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税納税証明(継続検査等用)をご提示ください。



都税がスマホ決済アプリで納付できます

- おうちで今、納付できます!
- スマホ決済アプリで納付書の地方税統一QRコード(eL-QR)を読み取るだけで納付ができます。

都税の納付はキャッシュレスで



納付書の下部にeL-QRが掲載

注意事項

- 領収証書は発行されません。
- 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
- eL-QRのない納付書については、上記の方法で納付できません。

詳細は、東京都主税局HPをご確認ください。

※上記の方法を利用できるスマホ決済アプリは地方税共同機構HPをご覧ください。

※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書では、スマホ決済アプリでバーコードを読み取ることも納付できます。

利用できるスマホ決済アプリは東京都主税局HPをご覧ください。※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加 申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和8年5月29日(金)13時 ~ 令和8年6月15日(月)23時	
入札期間	令和8年6月23日(火)13時 ~ 令和8年6月25日(木)23時	令和8年6月23日(火)13時 ~ 令和8年6月30日(火)13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売(動産、自動車、不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問合せ先	主税局徴収部機動整理課公売班 (03-5388-3027)	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがあります。

最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報>

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai>

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内>

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/mail_magazine

東京都 公売

検索

主税局 メルマガ

検索

正解者の中から抽選で
5名の方にクオカード1000円分
をプレゼント!

応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10

公益社団法人 渋谷法人会事務局

e-mail : info.shibuya@tohoren.or.jp

FAX : 3461-0180まで

①クイズの答え○+○=(答え) ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、令和8年4月28日(火)(消印有効)とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

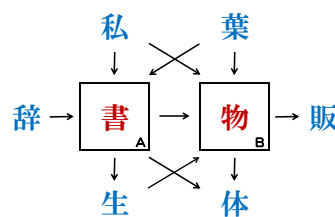
※渋谷法人会報熟語づくりクイズにお申込みありがとうございました。数独もよろしくお願いいたします。

パズル・数独

問題

しづや法人No.598
パズル・熟語づくり◎解答

解答 A 強 B 気



◎当選者

しづや法人No.598の“パズル・熟語づくり”にご応募いただきありがとうございました。

富ヶ谷 下岡様
恵比寿西 高橋様
恵比寿西 柳澤様
代々木 西村様
西原 櫻井様

			1			5	
3				2		9	
		2			8		
	2		5				8
		7		3		4	
4					1		6
			3			7	
	9			4			2
	5				6		

$$\square + \square = \square$$

縦9列、横9列すべてに1～9までの数字が一つずつ入ります。太線で囲まれた3×3のブロックにも、1～9までの数字が一つずつ入ります。

□の2マスに入る数字を足すといくつ?

従業員の退職金準備は

とく たい きょう

特退共

特定退職金共済制度



特退共の魅力

- 1 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
- 2 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
- 3 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
- 4 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
- 5 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約4,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約450億円の積立金をお預かりしています。

- この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
- このご案内は、2025年7月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
- ご加入にあたっては必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問合せは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL 03-3357-1641 FAX 03-3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikeyo.or.jp>



企C-2025-0007(2025年7月29日)P6965